

公務における電子Manifestoの使用・普及促進に関する取組事例

○（公）佐々木いづみ¹⁾、（公）藤原博良¹⁾、（正）佐々木基了¹⁾

1)（公財）日本産業廃棄物処理振興センター

1. はじめに

排出事業者が産業廃棄物の処理責任を全うし、適正処理に取り組むためには、それぞれの業種ごとに異なる産業廃棄物の処理の際の留意点を十分に理解することが必要である。また、データの偽造がしにくく、廃棄物処理の透明化、都道府県等の監視業務の合理化、不適正処理の原因究明の迅速化等に参加できる電子Manifestoが普及することにより、さらなる適正処理の徹底につながることを期待される。

全産業における電子Manifestoの使用は拡大しており、2021年12月には第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月閣議決定）における目標「2022年度（令和4年度）の電子Manifesto普及率^{*}を70%にする」を前倒して達成している。一方で、公務、特に上下水道業における電子Manifesto使用は他の業種と比較して進んでいない。

そこで、（公財）日本産業廃棄物処理振興センターでは、環境省から委託を受けて、公務を対象に、地方自治体（以下「自治体」という。）等における電子Manifesto使用や、事業者への電子Manifesto普及促進に関する取組事例を調査し、事例集として取りまとめた。

本報告は、事例集作成にあたり実施した、自治体等へのヒアリング調査結果等を提供するものである。

※ 「普及率」とは、電子Manifesto登録件数及び紙Manifesto交付枚数の合計値に占める電子Manifesto登録件数の割合である。

2. 方法

2.1 調査方法

自治体における電子Manifestoの普及状況に関する集計を行ったほか、電子Manifestoを使用する自治体等へのヒアリング調査を実施した。

2.2 調査期間

令和3年12月～令和4年3月

2.3 ヒアリング調査先

排出事業者（庁舎管理部門、上下水道部門）としての電子Manifesto使用の取組みや、事業者への電子Manifestoの普及促進に取り組んでいる自治体のうち、登録件数が多い等、特に先進的な取組みや特徴的な取組みを行っていると考えられる自治体等10ヶ所を選定した。

2.4 ヒアリング調査内容

調査内容は表1のとおりである。なお、排出事業者としての電子Manifestoの使用の取組みについては、自治体の庁舎管理部門及び上下水道部門を対象とした。

表1 調査内容及び調査対象数

調査内容	調査対象数
排出事業者としての電子Manifestoの使用の取組み	9
事業者への電子Manifestoの普及促進の取組み	5

※ 調査先によっては調査項目の重複がある。

3. 結果

3.1 自治体における電子Manifesto普及状況

令和3年3月末時点で、全国の地方自治体1,788団体のうち、電子Manifestoに加入しているのは175団体（加入率9.8%）である。また、令和2年度の電子Manifestoによる下水汚泥及び上水汚泥の捕捉率はそれぞれ10.9%、31.6%と推測される。なお、捕捉率は全国の下水（上水）汚泥の推計委託量に占める電子Manifestoで登録した排出量の割合であり、推計委託量を算出するために用いた推計委託率には、環境省の統計調査資料等から当センターが独自に算出した値（下水汚泥：13.5%、浄水汚泥：12.1%）を使用した。

3.2 排出事業者としての電子Manifestoの使用の取組み

調査対象としたすべての自治体で、排出事業者として産業廃棄物処理に関する委託を行う場合は、電子Manifestoを使用することに努めていた。特徴的な取組みとして、県の環境物品等の調達の推進に関する方針として、グリーン調達ガイドラインを定め、「産業廃棄物の委託処理業者への引渡しにあたっては、産業廃棄物管理票に代えて電子マ

【連絡先】 〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地麴町スクエア7階（公財）日本産業廃棄物処理振興センター
調査部 佐々木 いづみ Tel：03-5275-7111 FAX：03-5275-7112 e-mail：i_sasaki@jwnet.or.jp

【キーワード】 公務、産業廃棄物、電子Manifesto

ニフェストを利用すること」、「廃棄物処理法に基づく産業廃棄物の処理に係る委託契約書については、その仕様書に「電子マニフェストを利用すること。」を明記すること」をガイドラインで規定している自治体のみであった。

(1) 電子マニフェスト導入の理由

電子マニフェスト導入の理由として最も多かった回答は、「事務負担の軽減」であった。(図1) 事務負担の内容は、産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出及び紙マニフェストの交付、終了報告の確認等であり、特に上下水道部門の3団体では、電子マニフェストの導入前は、紙マニフェストの交付枚数が多いことで大きな負担を感じていたとのことであった。

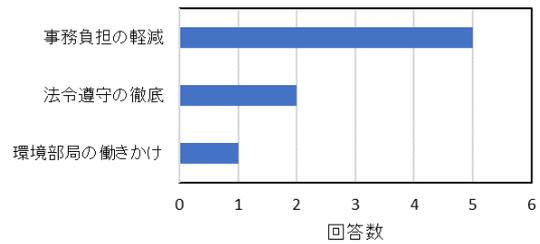


図1 電子マニフェストの導入理由 (複数回答)

(2) 電子マニフェスト導入の効果

電子マニフェストの導入効果として最も多かった回答は、「事務負担の軽減」で、そのほか「法令遵守の効果」、「電子マニフェストデータの活用」であった。(図2)

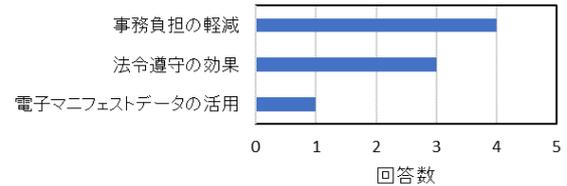


図2 電子マニフェストの導入効果 (複数回答)

3.3 事業者への電子マニフェストの普及促進の取組み

3.3.1 公共工事における普及促進の取組み

自治体発注の公共工事において電子マニフェストの使用を求めている事例として、2団体の取組みを調査した。

(1) 電子マニフェストを使用しない場合にペナルティがある取組み

自治体発注の公共工事において発生する産業廃棄物の処理について電子マニフェストの使用を義務化する取組み。やむを得ない事由により、紙マニフェストを交付しなければ産業廃棄物の処理ができないと認められる場合を除いて、紙マニフェストを使用した場合には競争入札参加停止措置が取られる等、ペナルティが設定されている。

(2) 電子マニフェストを使用しなくてもペナルティがない取組み

自治体発注の公共工事について、原則、マニフェストの使用を求める取組み。ただし、工事の発注者である監督員と協議の上で、排出事業者等が電子マニフェストを使用できないか、または電子マニフェストではなく紙マニフェストを使用する正当な理由があると監督員が判断した場合には、紙マニフェストを使用することを認めている。

3.3.2 その他の普及促進の取組み

自治体の環境部局等が電子マニフェストの普及促進を行う事例として、3団体の取組みを調査した。

(1) 電子マニフェストの団体加入の仕組みを活用した取組み

本取組みは、事業者、民間団体、行政(県と県内市町村)により構成される協議会が実施する取組みである。電子マニフェスト登録件数が少ない排出事業者向けの加入体系である「団体加入」の仕組みを利用し、協議会が利用代表者となって、1会員あたり年間200件までの電子マニフェスト使用料を負担し、電子マニフェストを使用しやすい環境を会員に提供している。

(2) 電子マニフェスト導入支援を行うアドバイザーを育成・認定する取組み

関係団体と連携し、排出事業者に対して電子マニフェスト導入支援を行うアドバイザーを育成し、認定する事業を実施している。アドバイザーは電子マニフェスト未加入の排出事業者に対して、パソコン等を活用しながら、電子マニフェストの操作方法や導入のメリット等の説明を行う。

(3) 嘱託職員による排出事業者への訪問指導

出先機関に環境技術指導員を配置し、管内の排出事業者に対して電子マニフェストの使用促進や優良産廃処理業者への委託の促進について、個別訪問し、普及啓発を実施している。県内の事業者に電子マニフェストが普及した結果、電子マニフェストデータを活用し、不適正処理の防止につなげている。具体的には、県内外で発生した廃棄物について、処分先までの移動量と移動距離を解析し、近隣で処理することが望ましい産業廃棄物を遠方の処理施設に委託処理した排出事業者に指導を行っている。

4. まとめ

ヒアリング調査を行った自治体は、排出事業者として産業廃棄物の電子マニフェスト使用を進めていた。また、事業者への電子マニフェスト普及促進のために様々な取組みを実施しており、産業廃棄物の処理における法令遵守、電子マニフェストデータの活用への高い意識が感じられた。

令和3年度は自治体の業務のうち、庁舎管理部門、上下水道部門における電子マニフェスト使用の取組みについて調査を行ったが、令和4年度は引き続き、自治体のその他の部門における電子マニフェスト使用の取組みについては、調査を実施する予定である。

当センターでは、本調査で得られた情報を広く周知することにより、公務における電子マニフェストの普及促進によるデジタル化の推進に貢献したい。

公務における電子マニフェストの 使用・普及促進に関する取組事例

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
(JWセンター)

○佐々木 いづみ、藤原 博良、佐々木 基了



1. はじめに

● 全産業における電子マニフェストの普及状況

電子マニフェスト普及率※ 74.2% (2022年8月現在)

※普及率とは、電子マニフェスト登録件数及び紙マニフェスト交付枚数の合計値に占める電子マニフェスト登録件数の割合

● 公務における電子マニフェスト普及状況

- 令和3年3月末時点で、全国の地方自治体1,788 団体のうち、電子マニフェストに加入※しているのは175団体 (**加入率9.8%**)

※医療業は除く

- 令和2 年度の**電子マニフェストによる下水汚泥及び上水汚泥の捕捉率※**はそれぞれ**10.9%、31.6%**と推測

※捕捉率は全国の下水(上水)汚泥の推計委託量に占める電子マニフェストで登録した排出量の割合(推計委託量を算出するために用いた推計委託率には、環境省の統計調査資料等から当センターが独自に算出した値(下水汚泥:13.5%、浄水汚泥:12.1%)を使用

1. はじめに

● 調査目的

- 地方自治体における電子マニフェストの使用や、事業者における電子マニフェスト普及促進に関する取組み事例を調査する。
- 取組み事例を取りまとめ、自治体や国(省庁)等に広く公表することで、公務における電子マニフェストの普及促進に貢献する。

2. 方法

調査方法

電子マニフェストを使用する自治体等へのヒアリング調査を実施

調査期間

令和3年12月～令和4年3月(4ヶ月)

ヒアリング調査先

排出事業者(庁舎管理部門、上下水道部門)としての電子マニフェスト使用の取組みや、事業者への電子マニフェストの普及促進に取り組んでいる自治体のうち、電子マニフェストの登録件数が多い等、特に先進的な取組みや特徴的な取組みを行っている自治体等10ヶ所

2. 方法

ヒアリング調査対象及び調査内容

調査対象	調査内容	
	排出事業者としての電子マニフェストの使用の取組み	事業者への電子マニフェストの普及促進の取組み
岡山県 環境文化部 循環型社会推進課、環境保健センター	○	
豊田市	○	
埼玉県 企業局 水道管理課	○	
関市 浄化センター	○	
千葉県 江戸川下水道事務所	○	
大阪市 環境局	○	○
静岡県 交通基盤部	○	○
あおもり循環型社会推進協議会※		○
東京都 環境局	○	○
三重県 環境生活部廃棄物対策局 廃棄物・リサイクル課	○	○

※あおもり循環型社会推進協議会は青森県内の県民、事業者、民間団体、行政が協働して廃棄物の不法投棄の未然防止やリサイクルの推進等に取り組んでいる団体

3. 結果 排出事業者としての電子マニフェストの使用の取組み

グリーン調達ガイドラインへの電子マニフェスト利用の明記 (岡山県 環境文化部 循環型社会推進課)

県の環境物品等の調達の推進に関する方針として、グリーン調達ガイドラインを定め、「産業廃棄物の委託処理業者への引渡しにあたっては、産業廃棄物管理票に代えて電子マニフェストを利用すること」、「廃棄物処理法に基づく産業廃棄物の処理に係る委託契約書については、その仕様書に「電子マニフェストを利用すること。」を明記すること」をガイドラインで規定



令和2年度に県が産業廃棄物を処理委託した際のマニフェスト利用件数として、循環型社会推進課が管理・把握している件数は711件で、**電子マニフェスト利用率は100%**

3. 結果 排出事業者としての電子manifestoの使用の取組み

電子manifesto導入の理由及び効果

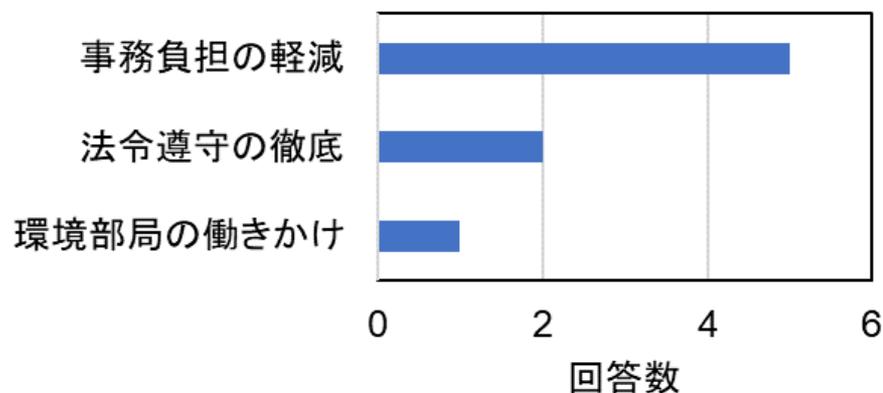


図1 電子manifesto導入の理由

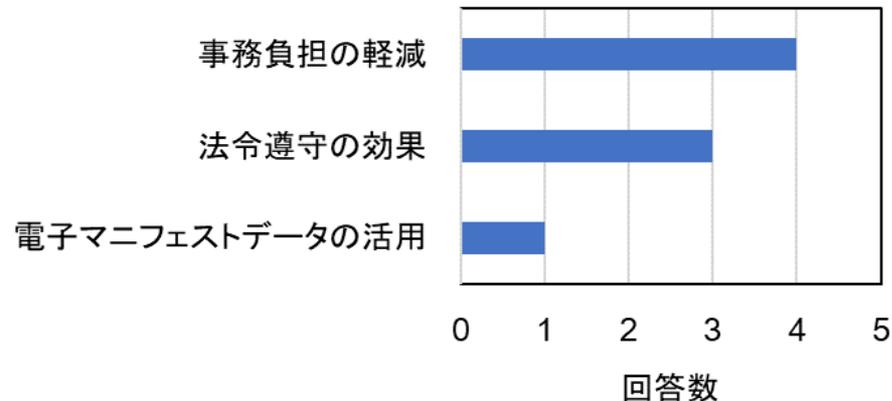


図2 電子manifesto導入の効果

事務負担の内容

- 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出
- 紙manifestoの交付
- 紙manifestoの終了報告の確認

- 電子manifestoの導入効果として最も多かった回答は、「事務負担の軽減」
- そのほか「法令遵守の効果」、「電子manifestoデータの活用」

特に上下水道部門の3団体では、紙manifestoの交付枚数が多かったことで、電子manifestoの導入前は大きな負担を実感

3. 結果 事業者への電子マニフェストの普及促進の取組み

公共工事における普及促進の取組み(大阪市 環境局)

令和4年4月契約分より、すべての市発注工事において発生する産業廃棄物の処理について電子マニフェストの使用を義務化

- 事前の承諾を得ることなく紙マニフェストを使用した受注者に対するペナルティ
 - ・ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく競争入札参加停止措置
 - ・ 工事成績評定の減点
- 普及活動
 - ・ 電子マニフェスト使用義務化に関する説明会の開催(計4回)
 - ・ 電子マニフェスト操作研修会の開催(計16回)
 - ・ 電子マニフェスト試行工事の実施



写真1 説明会の様子

3. 結果 事業者への電子マニフェストの普及促進の取組み

公共工事における普及促進の取組み(静岡県 交通基盤部)

平成21年10月より、県の交通基盤部が発注する公共工事については、原則、電子マニフェストを使用

● 普及活動

- 県内の建設業者を対象に、電子マニフェスト操作研修会を開催(平成21年度 計42回)
- (公社)静岡県産業廃棄物協会の主催により、県内3ヶ所で年3回程度、電子マニフェストの操作研修会を実施(毎年)
- 廃棄物リサイクル課の主催による適正処理推進研修会等において、電子マニフェストに関する説明を実施(毎年)

3. 結果 事業者への電子マニフェストの普及促進の取組み

電子マニフェストの団体加入の仕組みを活用した取組み (あおもり循環型社会推進協議会)

電子マニフェスト登録件数が少ない排出事業者向けの加入体系である「団体加入」の仕組みを利用し、協議会が利用代表者となって、1会員あたり年間200件までの電子マニフェスト使用料を負担し、電子マニフェストを使用しやすい環境を会員に提供

- 取組みを始めたきっかけ

- ・ 協議会の会員が無料で電子マニフェストを利用できるサービスを提供することにより、これまで協議会に入会していなかった民間企業等の協議会への入会を促す目的で取組みを始めた

- 取組みの効果

- ・ 協議会の会員数132のうち、協議会が提供する仕組みにより電子マニフェストに加入したのは45団体、57加入(令和4年1月時点)
- ・ 県内の全市町村(40市町村)が協議会員となっている。このうち13市町村がこの仕組みにより電子マニフェストに加入(令和4年1月時点)

3. 結果 事業者への電子manifestの普及促進の取組み

電子manifest導入支援を行うアドバイザーを育成・認定する取組み(東京都 環境局)

関係団体※と連携し、排出事業者に対して電子manifest導入支援を行うアドバイザーを育成し、認定する事業を実施

※(公財)東京都環境公社、(一社)東京都産業資源循環協会

● アドバイザーの役割

- 認定されたアドバイザーは、電子manifest未加入の排出事業者に対して、パソコン等を活用しながら、電子manifestの操作方法の説明や導入のメリット等の説明を行い、加入を促進

● 取組みの効果

- 令和3年度は21社の普及促進アドバイザーを認定し、排出事業者約500社に対して普及促進活動を実施(令和3年12月末時点)



写真2 普及促進活動の様子

3. 結果 事業者への電子マニフェストの普及促進の取組み

排出事業者への訪問指導

(三重県 環境生活部廃棄物対策局 廃棄物・リサイクル課)

平成24年度から出先機関に環境技術指導員(嘱託職員)を配置し、管内の排出事業者に対して電子マニフェストの使用促進や優良産廃処理業者への委託の促進について、個別訪問し、普及啓発を実施

- 取組みを始めたきっかけ
 - ・ 紙マニフェストに比べてより遵法性や透明性の高い電子マニフェストの普及促進を図ることで不適正処理の未然防止につながると考えたことから、電子マニフェストの普及促進の取組みに着手
- 取組みの効果
 - ・ 平成22年度には27.9%であった電子マニフェストの普及率が、令和2年度には73.6%まで増加

4. まとめ

排出事業者としての電子マニフェストの使用の取組み

- 県のグリーン調達ガイドラインへの電子マニフェスト利用の明記(岡山県 環境文化部 循環型社会推進課)

事業者への電子マニフェスト普及促進のための取組み

- 公共工事における普及促進の取組み(大阪市、静岡県)
- 自治体の環境部局等が電子マニフェストの普及促進を行う取組み
 - 電子マニフェストの団体加入の仕組みを活用した取組み(あおもり循環型社会推進協議会)
 - 電子マニフェスト導入支援を行うアドバイザーを育成・認定する取組み(東京都 環境局)
 - 排出事業者への訪問指導(三重県 環境生活部廃棄物対策局 廃棄物・リサイクル課)

4. まとめ

今後の展望

- 令和4年度は、引き続き、自治体の庁舎管理部門、上下水道部門以外の部門における電子マニフェスト使用の取組みについて調査を実施予定。
- ヒアリング調査を実施した自治体の取組み事例を、全国の自治体や国(省庁)に提供し、公務における電子マニフェストの普及促進の参考にさせていただきたい。

[参考URL]

JWセンター 産業廃棄物適正処理に係る業種別事例集～公務編～

https://www.jwnet.or.jp/uploads/media/2022/04/R03_chousa_koumu.pdf

【謝辞】

ヒアリング調査にご協力いただいた自治体、協議会の皆様に感謝申し上げます。